

2013 年 12 月 3 日
みずほ銀行（中国）有限公司
中国アドバイザー一部

—金融政策関連—

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス

（ 第 291 号 ）

中国銀行業監督管理委員会、 消費者金融の試行都市を拡大 1 都市 1 企業の認可原則は維持

平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

中国銀行業監督管理委員会（CBRC）はこのほど、2009 年から 4 都市で進めてきた消費者金融業務の試行展開を、さらに 10 都市でも認めることを決定しました。これと同時に、2013 年 11 月 14 日付で『消費者金融会社試行管理弁法』（中国銀行業監督管理委員会令 2013 年第 2 号、以下『管理弁法』という）を公布し、消費者金融会社に対する管理規定を刷新しました。ただ、CBRC は従来どおり、消費者金融会社の設立認可を 1 都市 1 企業のみとする原則を維持するとしています。

□ 試行企業を 16 社まで拡大へ

CBRC は 2009 年 7 月、『消費者金融会社試行管理弁法』（中国銀行業監督管理委員会令 2009 年第 3 号、以下『旧弁法』という）を公布。北京、天津、上海、成都の 4 都市を試行地域に指定し、消費者金融会社の設立を各都市で 1 社ずつ認可しました。CBRC によれば、試行企業 4 社は順調に業務を展開しており、2013 年第 2 四半期の段階で 4 社合計の資産規模が 63 億元、貸付残高が 88 億元に上っています。

【図表】中国の消費者金融会社（第 1 次試行企業）

登録地	企業名	出資者	資本金
北京	北銀消費金融有限公司	北京銀行 100%	3 億元
天津	捷信消費金融（中国）有限公司	欧州 PPF グループ 100%	3 億元
上海	中銀消費金融有限公司	中国銀行 51%，百聯集団 30%，上海陸家嘴金融発展 10%	5 億元
成都	四川錦程消費金融有限責任公司	成都銀行 51%，マレーシア Hong Leong 銀行 49%	3.2 億元

（関連情報に基づき、中国アドバイザー一部作成）

一方、国務院弁公庁は 2013 年 7 月 1 日付で『金融による経済構造の調整および転換・高度化への支持に関する指導意見』（国弁発[2013]67 号、以下『指導意見』という）を公布。この中で、「消費者金融会社の試行都市範囲を徐々に拡大し、新たな消費の成長点を育成および強大化する」（第 6 条）ことや、

「民間資本がリスクを自己負担する民営銀行、金融リース会社および消費者金融会社等の金融機関を発起・設立することを試みる」（第9条）ことを明記しました¹。CBRC は今回、この『指導意見』の方針に沿って試行都市を拡大した形です。

新たな試行都市は、瀋陽、南京、杭州、合肥、泉州、武漢、広州、重慶、西安、青島の10都市となっており、各都市でそれぞれ1社の試行企業に設立認可が与えられる見込みです。CBRC はさらに、「経済貿易緊密化協定（CEPA）」に基づいて香港・マカオ企業による消費者金融会社の設立を広東省内で1社ずつ認める考えです。これにより、試行企業はこれまでの4社から16社に拡大します。

□ 試行企業の流動性リスクに配慮

『管理弁法』によれば、消費者金融会社は「中国国内の居民個人に消費を目的とする貸付を提供する」ことができます（第2条）。ただし、「消費目的」からは不動産と自動車の購入が除外されます（第3条）。また、利用者1人当たりの貸付可能額は、これまで借入人の月収の5倍に制限されていましたが、『管理弁法』では上限を20万元と規定しています（第21条）。

消費者金融会社は金融システムの一翼を担うことから、CBRC はその出資者に高い資格要件を求めています。『管理弁法』は、消費者金融会社の出資者を「主要出資者」と「一般出資者」に分け、主要出資者に最大比率かつ30%以上の出資を要求しています（第7条）。『旧弁法』ではその出資比率が50%以上とされており、規制が緩和された形になります。

消費者金融会社が従事可能な人民元業務

- ✓ 個人消費貸付の実行
- ✓ 株主の国内子会社および国内株主の預金受入
- ✓ 国内金融機関からの借入
- ✓ 金融債権の発行（要批准）
- ✓ 国内のインターバンク貸借
- ✓ 消費者金融関連のコンサルティング・代理業務
- ✓ 消費貸付と関連する保険商品の代理販売
- ✓ 固定収益類の証券投資
- ✓ CBRC の批准を経たその他の業務

（『管理弁法』第20条）

主要出資者は「国内外の金融機関」もしくは「主要業務が消費貸付業務に適合する商品を提供する国内の非金融企業」でなければなりません（同上）。金融機関が主要出資者となる場合、連結ベースで直近1年年末の総資産が600億元以上であること、5年以内に所持する消費者金融会社の持分を譲渡しないことを承諾すること等の条件を満たさなければなりません（第8条）。国外金融機関の場合はさらに、「中国国内に代表処を設立して2年以上である、または分支機構をすでに設置しており、中国市場に対する十分な分析および研究があり、所在国家もしくは地域の金融監督管理当局がすでにCBRCと良好な監督管理協力メカニズムを構築していること」という条件も満たす必要があります（同上）。

消費者金融会社の最低資本金は3億元で、出資者は出資額を現金で一度に払い込まなければなりません（第12条）。試行企業の営業範囲は、これまで企業登録地に限定されていましたが、『管理弁法』は『旧弁法』第9条にあった「CBRC の批准を経ずに、消費者金融会社は登録地所在行政区域の外で業務を展開してはならない」の一文を削除し、消費者金融会社による業務の全国展開を可能としています。

¹ 『指導意見』の詳細については、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第273号をご参照ください。以下のURLよりダウンロードできます。⇒ http://www.mizuhobank.com/china/jp/fin_info/pdf/BusinessExpressNo.273.pdf

消費者金融会社はリスク管理の面で、CBRC が定める資本監督管理指標を満たし（『管理弁法』第 23 条、囲み参照）、十分な額の資産損失準備金を引き当てておかねばなり

消費者金融会社に対するリスク管理要求

- ✓ 資本充足率が CBRC の関連監督管理要求を下回らないこと
- ✓ インターバンク借入資金残高が純資本額の 100% を上回らないこと
- ✓ 資産損失準備充足率が 100% を下回らないこと
- ✓ 投資残高が純資本額の 20% を上回らないこと

（『管理弁法』第 23 条）

ません（第 24 条）。なお、主要出資者は消費者金融会社の支払に困難が生じた場合、流動性の支持を与えることができ、資本に欠損が発生した場合には資本金を補充することもできます（第 10 条）。また、消費者金融会社は出資者の国内子会社および国内出資者の預金受入が可能（第 20 条）となっているなど、『管理弁法』は消費者金融会社の流動性リスクを考慮した規定を盛り込んでいます。

*

『管理弁法』は、2014 年 1 月 1 日より施行されます。その詳細については、4 ページからの日本語仮訳および 12 ページからの中国語原文をご参照ください。

【みずほ銀行（中国）有限公司 中国アドバイザー部 月岡直樹】

【ご注意】

1. **法律上、会計上の助言：**本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
2. **秘密保持：**本資料記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
3. **著作権：**本資料記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
4. **免責：**
 - (1) 本資料記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。また、本資料における分析は仮定に基づくものであり、その結果の確実性或いは完結性を表明するものではありません。
 - (2) 今後開示いただく情報、鑑定評価、格付機関の見解、制度・金融環境の変化等によっては、その過程やスキームを大幅に変更する必要がある可能性があり、その場合には本資料で分析した効果が得られない可能性がありますので、予めご了承下さい。また、本資料は貴社のリスクを網羅的に示唆するものではありません。
5. 本資料は金融資産の売買に関する助言、勧誘、推奨を行うものではありません。

(日本語仮訳)

中国銀行業監督管理委員会 令 2013 年第 2 号

『消費者金融会社試行管理弁法』は、中国銀行業監督管理委員会 2013 年第 18 回主席會議にて可決された。ここに公布し、2014 年 1 月 1 日より施行する。

中国銀行業監督管理委員会主席 尚福林

2013 年 11 月 14 日

消費者金融会社試行管理弁法

第 1 章 総則

- 第1条** 消費者金融業務の発展を促進し、消費者金融会社の経営行為を規範化するため、『中華人民共和国銀行業監督管理法』、『中華人民共和国会社法』等の法律・法規に基づき、本弁法を制定する。
- 第2条** 本弁法がいう消費者金融会社とは、中国銀行業監督管理委員会の批准を経て、中華人民共和国国内に設立された、公衆の預金を吸収せず、小額・分散を原則として、中国国内の居民個人に消費を目的とする貸付を提供する非銀行金融機関を指す。
- 第3条** 本弁法がいう消費貸付とは、消費者金融会社が借入人に実行する消費（不動産および自動車の購入を含まない）を目的とする貸付を指す。
- 第4条** 消費者金融会社は、名称において「消費金融」の文字を明記しなければならない。中国銀行業監督管理委員会の批准を経ずに、いかなる機構も名称において「消費金融」の文字を使用してはならない。
- 第5条** 銀行業監督管理機構は、法に基づき消費者金融会社およびその業務活動に対して監督管理を実施する。

第 2 章 設立、変更と終了

- 第6条** 消費者金融会社の設立申請には、以下の条件を備えていなければならない。

(1) 『中華人民共和国会社法』および中国銀行業監督管理委員会の規定に合致する会社定款を

- 有すること、
- (2) 規定条件に合致する出資者を有すること、
 - (3) 本弁法が規定する最低限度額に合致する登録資本金を有すること、
 - (4) 就任資格条件に合致する董事、高級管理人員および消費者金融業務を熟知する適格従業員を有すること、
 - (5) 有効なコーポレートガバナンス、内部統制およびリスク管理制度を構築し、業務経営と対応する管理情報システムを備えていること、
 - (6) 業務経営と対応する営業場所、安全防犯措置およびその他の施設、
 - (7) 中国銀行業監督管理委員会が規定するその他のプルーデンス条件。

第7条 消費者金融会社の出資者は、中国国内外で法に基づき設立された企業法人でなければならず、かつ主要出資者および一般出資者に分ける。主要出資者とは、出資金額が最も多く、かつ出資額が設立予定の消費者金融会社のすべての持分の30%を下回らない出資者を指し、一般出資者とは主要出資者以外のその他の出資者を指す。

前項がいう主要出資者は、国内外の金融機関、または主要業務が消費貸付業務に適合する商品を提供する国内の非金融企業でなければならない。

第8条 金融機関が消費者金融会社の主要出資者となる場合、以下の条件を備えていなければならない。

- (1) 5年以上の消費者金融領域における従業経験を有していること、
- (2) 直近1年年末の総資産が600億人民元もしくは相当の自由兌換可能通貨を下回っていないこと（連結会計報告表の単位で）、
- (3) 財務状況が良好で、直近2期の会計年度で連続して利益を上げていること（連結会計報告表の単位で）、
- (4) 信用が良好で、直近2年以内に重大な違法・規定違反経営記録がないこと、
- (5) 出資資金の出所が真実合法で、借入資金で出資してはならず、他人の委託資金で出資してはならないこと、
- (6) 5年以内に所持する消費者金融会社の持分を譲渡しないことを承諾（銀行業監督管理機構が法に基づき譲渡を命じた場合を除く）し、かつ設立予定会社の定款に記載していること、
- (7) 良好なコーポレートガバナンス機構、内部統制メカニズムおよび健全なリスク管理制度を有していること、
- (8) 住所地国家（地域）の監督管理当局のプルーデンス監督管理指標要求を満たしていること、
- (9) 国外金融機関の場合は、中国国内に代表処を設立して2年以上である、または分支機構をすでに設置しており、中国市場に対する十分な分析および研究があり、所在国家もしくは地域の金融監督管理当局がすでに中国銀行業監督管理委員会と良好な監督管理協力メカ

ニズムを構築していること、

(10) 中国銀行業監督管理委員会が規定するその他のプルーデンス条件。

金融機構が消費者金融会社の一般出資者となる場合、第(3)、(4)、(5)、(6)、(7)、(8)、(9)項が規定する条件を備えていなければならないほか、登録資本金が3億人民元もしくは相当の自由兌換可能通貨を下回らない条件も備えていなければならない。

第9条 非金融企業が消費者金融会社の主要出資者となる場合、以下の条件を備えていなければならない。

- (1) 直近1年の営業収入が300億人民元もしくは相当の自由兌換可能通貨を下回っていないこと（連結会計報告表の単位で）、
- (2) 直近1年年末の純資産が資産総額の30%を下回っていないこと（連結会計報告表の単位で）、
- (3) 財務状況が良好で、直近2期の会計年度で連続して利益を上げていること（連結会計報告表の単位で）、
- (4) 信用が良好で、直近2年以内に重大な違法・規定違反経営記録がないこと、
- (5) 出資資金の出所が真実合法で、借入資金で出資してはならず、他人の委託資金で出資してはならないこと、
- (6) 5年以内に所持する消費者金融会社の持分を譲渡しないことを承諾（銀行業監督管理機構が法に基づき譲渡を命じた場合を除く）し、かつ設立予定会社の定款に記載していること、
- (7) 中国銀行業監督管理委員会が規定するその他のプルーデンス条件。

非金融企業が消費者金融会社の一般出資者となる場合、第(2)、(3)、(4)、(5)、(6)項が規定する条件を備えていなければならない。

第10条 消費者金融会社の主要出資者は、消費者金融会社の定款において約定し、消費者金融会社の支払に困難が生じたとき、流動性の支持を与えることができ、経営の失敗で損失をもたらし資本を侵食したとき、遅滞なく資本金を補充することができる。

第11条 消費者金融会社は、5年以上の消費者金融業務管理およびリスクコントロール経験を備え、かつ出資比率が設立予定消費者金融会社のすべての持分の15%を下回らない出資者を少なくとも1名有していなければならない。

第12条 消費者金融会社の登録資本金は、一度に払い込む通貨資本であり、最低限度額が3億人民元もしくは相当の自由兌換可能通貨でなければならない。

中国銀行業監督管理委員会は、消費金融業務の発展状況およびプルーデンス監督管理の必要に基づき、登録資本金の最低限度額を調整することができる。

第13条 消費者金融会社は、業務発展の必要に基づき、中国銀行業監督管理委員会の批准を経て、分支機構を設立することができる。分支機構設立の具体的条件は、中国銀行業監督管理委員会が別途制定する。

第14条 消費者金融会社の董事および高級官吏人員は、就任資格認可制度を実行する。

第15条 消費者金融会社に以下のいずれかの変更事項があった場合、銀行業監督管理機構に報告して批准を経なければならない。

- (1) 会社名称の変更、
- (2) 登録資本金の変更、
- (3) 持分変更もしくは持分構造の調整、
- (4) 会社住所もしくは営業場所の変更、
- (5) 会社定款の修正、
- (6) 董事および高級管理人員の変更、
- (7) 業務範囲の調整、
- (8) 組織形式の改編、
- (9) 合併もしくは分割、
- (10) 中国銀行業監督管理委員会が規定するその他の変更事項。

第16条 消費者金融会社に以下のいずれかの状況があった場合、中国銀行業監督管理委員会の批准を経た後、解散することができる。

- (1) 会社定款が規定する営業期限が満了した、または会社定款が規定するその他の解散事由が発生した場合、
- (2) 会社定款が規定する権力機構が解散を決議した場合、
- (3) 会社の合併もしくは分割により解散する必要がある場合、
- (4) その他の法定事由。

第17条 消費者金融会社が解散、法に基づく取消または破産宣告により終了する場合、その清算事項は国家の関連法律・法規に基づき手続を行う。

第18条 消費者金融会社の設立、変更、終了ならびに董事および高級管理人員の就任資格認可の行政許可手続は、中国銀行業監督管理委員会の関連規定に基づき執行する。

第19条 消費者金融会社が設立、変更および業務経営過程において外貨管理事項に係わる場合、国家外貨管理の関連規定を遵守しなければならない。

第3章 業務範囲および経営規則

第20条 中国銀行業監督管理委員会の批准を経て、消費者金融会社は以下の一部もしくはすべての人民元業務を営むことができる。

- (1) 個人消費貸付の実行、
- (2) 株主の国内子会社および国内株主の預金受入、
- (3) 国内金融機関からの借入、
- (4) 批准を経ての金融債権の発行、
- (5) 国内のインターバンク貸借、
- (6) 消費者金融と関連するコンサルティング・代理業務、
- (7) 消費貸付と関連する保険商品の代理販売、
- (8) 固定収益類の証券投資業務、
- (9) 中国銀行業監督管理委員会の批准を経たその他の業務。

第21条 消費者金融会社による個人への消費貸付の実行は、顧客のリスク引受能力を超えてはならず、かつ借入人の貸付残高が最高で 20 万人民元を越えてはならない。

第4章 監督管理

第22条 消費者金融会社は、中国銀行業監督管理委員会の関連規定に基づき、健全なコーポレートガバナンスの枠組みおよび内部統制制度を構築し、業務経営規則を制定し、全面的で有効なリスク管理体系を構築しなければならない。

第23条 消費者金融会社は、以下の監督管理指標要求を遵守しなければならない。

- (1) 資本充足率が中国銀行業監督管理委員会の関連監督管理要求を下回らないこと、
- (2) インターバンク借入資金残高が純資本額の 100%を上回らないこと、
- (3) 資産損失準備充足率が 100%を下回らないこと、
- (4) 投資残高が純資本額の 20%を上回らないこと。

関連監督指標の計算方法は、中国銀行業監督管理委員会のオフサイト監督管理報告表指標体系の関連規定を遵守しなければならない。中国銀行業監督管理委員会は、マクロプルーデンス監督管理の必要を見て、上述の指標に対し適度な調整を加えることができる。

第24条 消費者金融会社は、関連規定に基づき、プルーデンスな資産損失準備制度を構築し、遅滞なく十分な額の資産損失準備金を引き当てなければならない。準備金を十分に引き当てていない場合、利潤分配を行ってはならない。

第25条 消費者金融会社は、消費貸付利率のリスク価格決定メカニズムを構築し、資本コスト、リスクコスト、資本リターン要求および市場価格等の要素に基づき、法律・法規が許可する範囲内で消費貸付の利率水準を制定し、決定価格が全面的にリスクをカバーできることを確保しなければならない。

第26条 消費者金融会社は、有効なリスク管理体系および確かな業務オペレーション規程を構築し、虚偽の申請情報を十分に識別し、詐欺行為を防止しなければならない。

第27条 消費者金融会社は、業務アウトソーシングの必要がある場合、業務アウトソーシングと関連する政策および管理制度を制定し、業務アウトソーシングの意思決定手順、アウトソーシング請負側の評価および管理、業務情報の機密性および安全性をコントロールする措置および応急計画等を含めなければならない。

消費者金融会社は、業務アウトソーシング協議を締結する前に、銀行業監督管理機構に業務アウトソーシングの主要リスクおよび相応のリスク回避措置等を報告しなければならない。

消費者金融会社は、貸付の意思決定およびリスクコントロールの核心技術と密接に関連する業務をアウトソーシングしてはならない。

第28条 消費者金融会社は、規定に基づき会計報告表および銀行業監督管理機構が要求するその他の報告表を編成かつ報告しなければならない。

第29条 消費者金融会社は、定期的な外部監査制度を構築し、合わせて毎会計年度終了後4カ月以内に、法定代表人の署名確認を経た年度監査報告を銀行業監督管理機構に送付しなければならない。

第30条 消費者金融会社は、法に基づき行われる監督検査を受けなければならない。拒絶、妨害してはならない。銀行業監督管理機構は、必要なとき、会計士事務所に委託して消費者金融会社の経営

状況、財務状況、リスク状況、内部統制制度および執行状況等に対して監査を行うことができる。

第31条 消費者金融会社は、借入人が提供する個人情報に対して秘密保持義務を負い、みだりに対外漏洩してはならない。

第32条 借入人が契約の約定に基づき貸付の元利を返還しない場合、消費者金融会社は合法的な方式を採用して取立を行うことができ、威嚇、脅迫、嫌がらせ等の不正な手段を採用してはならない。

第33条 消費者金融会社は、法律・法規および中国銀行業監督管理委員会の関連監督管理要求に基づき、金融消費者の権益保護業務を適切に遂行し、業務手続は公開・透明の原則に従って、告知義務を十分に履行し、借入人に貸付金額、期限、価格、返済方法等の内容を明確に理解させ、かつ契約に記載しなければならない。

第34条 消費者金融会社が本弁法の規定に違反した場合、銀行業監督管理機構は期限付きで是正を命令することができる。期限を超えて是正しない場合、またはその行為が消費者金融会社の穏健な運営を著しく危うくし、顧客の合法的な権益に損害を与えた場合、銀行業監督管理機構は状況に照らして、『中華人民共和国銀行業監督管理法』等の法律・法規に基づき、業務の一時停止、株主権利の制限等の監督管理措置を採用することができる。

第35条 消費者金融会社に信用危機が発生し、顧客の合法的な権益に深刻な影響を与えた、または与える可能性がある場合、中国銀行業監督管理委員会は法に基づきそれに対して接管管理を実行、または機構再編を促すことができる。消費者金融会社に違法経営、経営管理が不完全等の状況があり、取り消さなければ著しく金融秩序を危険にさらす、公衆の利益に損害を与える場合、中国銀行業監督管理委員会は取消を行う権利を有する。

第5章 附則

第36条 香港、マカオおよび台湾地区の出資者による消費者金融会社の設立は、国外出資者の条件を適用する。

第37条 本弁法における「以上」はすべて、当該数もしくは当該級を含む。

第38条 本弁法は、中国銀行業監督管理委員会が解釈に責任を負う。

第39条 本弁法は、2014年1月1日より施行し、元の『消費者金融会社試行管理弁法』（中国銀行業監督管理委員会令 2009 年第 3 号）は同時に廃止する。

(中国語原文)

中国银行业监督管理委员会 令 2013 年第 2 号

《消费金融公司试点管理办法》已经中国银监会 2013 年第 18 次主席会议通过。现予公布，自 2014 年 1 月 1 日起施行。

中国银监会主席 尚福林

2013 年 11 月 14 日

消费金融公司试点管理办法

第一章 总则

- 第一条** 为促进消费金融业务发展，规范消费金融公司的经营行为，根据《中华人民共和国银行业监督管理法》、《中华人民共和国公司法》等法律法规，制定本办法。
- 第二条** 本办法所称消费金融公司，是指经银监会批准，在中华人民共和国境内设立的，不吸收公众存款，以小额、分散为原则，为中国境内居民个人提供以消费为目的的贷款的非银行金融机构。
- 第三条** 本办法所称消费贷款是指消费金融公司向借款人发放的以消费（不包括购买房屋和汽车）为目的的贷款。
- 第四条** 消费金融公司名称中应当标明“消费金融”字样。未经银监会批准，任何机构不得在名称中使用“消费金融”字样。
- 第五条** 银行业监督管理机构依法对消费金融公司及其业务活动实施监督管理。

第二章 设立、变更与终止

- 第六条** 申请设立消费金融公司应当具备下列条件：
- （一）有符合《中华人民共和国公司法》和银监会规定的公司章程；
 - （二）有符合规定条件的出资人；
 - （三）有符合本办法规定的最低限额的注册资本；
 - （四）有符合任职资格条件的董事、高级管理人员和熟悉消费金融业务的合格从业人员；

- (五) 建立了有效的公司治理、内部控制和风险管理制度，具备与业务经营相适应的管理信息系统；
- (六) 有与业务经营相适应的营业场所、安全防范措施和其他设施；
- (七) 银监会规定的其他审慎性条件。

第七条

消费金融公司的出资人应当为中国境内外依法设立的企业法人，并分为主要出资人和一般出资人。主要出资人是指出资数额最多并且出资额不低于拟设消费金融公司全部股本 30 % 的出资人，一般出资人是指除主要出资人以外的其他出资人。

前款所称主要出资人须为境内外金融机构或主营业务为提供适合消费贷款业务产品的境内非金融企业。

第八条

金融机构作为消费金融公司主要出资人，应当具备下列条件：

- (一) 具有 5 年以上消费金融领域的从业经验；
- (二) 最近 1 年年末总资产不低于 600 亿元人民币或等值的可自由兑换货币（合并会计报表口径）；
- (三) 财务状况良好，最近 2 个会计年度连续盈利（合并会计报表口径）；
- (四) 信誉良好，最近 2 年内无重大违法违规经营记录；
- (五) 入股资金来源真实合法，不得以借贷资金入股，不得以他人委托资金入股；
- (六) 承诺 5 年内不转让所持有的消费金融公司股权（银行业监督管理机构依法责令转让的除外），并在拟设公司章程中载明；
- (七) 具有良好的公司治理结构、内部控制机制和健全的风险管理制度；
- (八) 满足住所地国家（地区）监管当局的审慎监管指标要求；
- (九) 境外金融机构应当在中国境内设立代表处 2 年以上，或已设有分支机构，对中国市场有充分的分析和研究，所在国家或地区金融监管当局已经与银监会建立良好的监督管理合作机制；
- (十) 银监会规定的其他审慎性条件。

金融机构作为消费金融公司一般出资人，除应当具备第（三）、（四）、（五）、（六）、（七）、（八）、（九）项规定的条件外，还应当具备注册资本不低于 3 亿元人民币或等值的可自由兑换货币的条件。

第九条

非金融企业作为消费金融公司主要出资人，应当具备下列条件：

- (一) 最近 1 年营业收入不低于 300 亿元人民币或等值的可自由兑换货币（合并会计报表

口径);

- (二) 最近 1 年年末净资产不低于资产总额的 30 % (合并会计报表口径);
- (三) 财务状况良好, 最近 2 个会计年度连续盈利 (合并会计报表口径);
- (四) 信誉良好, 最近 2 年内无重大违法违规经营记录;
- (五) 入股资金来源真实合法, 不得以借贷资金入股, 不得以他人委托资金入股;
- (六) 承诺 5 年内不转让所持有的消费金融公司股权 (银行业监督管理机构依法责令转让的除外), 并在拟设公司章程中载明;
- (七) 银监会规定的其他审慎性条件。

非金融企业作为消费金融公司一般出资人, 应当具备第 (二)、(三)、(四)、(五)、(六) 项规定的条件。

第十条 消费金融公司主要出资人可以在消费金融公司章程中约定, 在消费金融公司出现支付困难时, 给予流动性支持; 当经营失败导致损失侵蚀资本时, 及时补足资本金。

第十一条 消费金融公司至少应当有 1 名具备 5 年以上消费金融业务管理和风险控制经验, 并且出资比例不低于拟设消费金融公司全部股本 15 % 的出资人。

第十二条 消费金融公司的注册资本应当为一次性实缴货币资本, 最低限额为 3 亿元人民币或等值的可自由兑换货币。

银监会根据消费金融业务的发展情况及审慎监管需要, 可以调整注册资本的最低限额。

第十三条 消费金融公司根据业务发展的需要, 经银监会批准, 可以设立分支机构。设立分支机构的具体条件由银监会另行制定。

第十四条 消费金融公司董事和高级管理人员实行任职资格核准制度。

第十五条 消费金融公司有下列变更事项之一的, 应当报经银行业监督管理机构批准:

- (一) 变更公司名称;
- (二) 变更注册资本;
- (三) 变更股权或调整股权结构;
- (四) 变更公司住所或营业场所;
- (五) 修改公司章程;
- (六) 变更董事和高级管理人员;

- (七) 调整业务范围;
- (八) 改变组织形式;
- (九) 合并或分立;
- (十) 银监会规定的其他变更事项。

第十六条 消费金融公司有下列情况之一的，经银监会批准后可以解散：

- (一) 公司章程规定的营业期限届满或者公司章程规定的其他解散事由出现；
- (二) 公司章程规定的权力机构决议解散；
- (三) 因公司合并或者分立需要解散；
- (四) 其他法定事由。

第十七条 消费金融公司因解散、依法被撤销或被宣告破产而终止的，其清算事宜按照国家有关法律法规办理。

第十八条 消费金融公司设立、变更、终止和董事及高级管理人员任职资格核准的行政许可程序，按照银监会相关规定执行。

第十九条 消费金融公司设立、变更及业务经营过程中涉及外汇管理事项的，应当遵守国家外汇管理有关规定。

第三章 业务范围及经营规则

第二十条 经银监会批准，消费金融公司可以经营下列部分或者全部人民币业务：

- (一) 发放个人消费贷款；
- (二) 接受股东境内子公司及境内股东的存款；
- (三) 向境内金融机构借款；
- (四) 经批准发行金融债券；
- (五) 境内同业拆借；
- (六) 与消费金融相关的咨询、代理业务；
- (七) 代理销售与消费贷款相关的保险产品；
- (八) 固定收益类证券投资业务；
- (九) 经银监会批准的其他业务。

第二十一条 消费金融公司向个人发放消费贷款不应超过客户风险承受能力且借款人贷款余额最高不得超

过人民币 2 0 万元。

第四章 监督管理

第二十二条 消费金融公司应当按照银监会有关规定，建立健全公司治理架构和内部控制制度，制定业务经营规则，建立全面有效的风险管理体系。

第二十三条 消费金融公司应当遵守下列监管指标要求：

- （一）资本充足率不低于银监会有关监管要求；
- （二）同业拆入资金余额不高于资本净额的 1 0 0 %；
- （三）资产损失准备充足率不低于 1 0 0 %；
- （四）投资余额不高于资本净额的 2 0 %。

有关监管指标的计算方法遵照银监会非现场监管报表指标体系的有关规定。银监会视审慎监管需要可以对上述指标做出适当调整。

第二十四条 消费金融公司应当按照有关规定建立审慎的资产损失准备制度，及时足额计提资产损失准备。未提足准备的，不得进行利润分配。

第二十五条 消费金融公司应当建立消费贷款利率的风险定价机制，根据资金成本、风险成本、资本回报要求及市场价格等因素，在法律法规允许的范围内，制定消费贷款的利率水平，确保定价能够全面覆盖风险。

第二十六条 消费金融公司应当建立有效的风险管理体系和可靠的业务操作流程，充分识别虚假的申请信息，防止欺诈行为。

第二十七条 消费金融公司如有业务外包需要，应当制定与业务外包相关的政策和管理制度，包括业务外包的决策程序、对外包方的评价和管理、控制业务信息保密性和安全性的措施和应急计划等。

消费金融公司签署业务外包协议前应当向银行业监督管理机构报告业务外包的主要风险及相应的风险规避措施等。

消费金融公司不得将与贷款决策和风险控制核心技术密切相关的业务外包。

第二十八条 消费金融公司应当按规定编制并报送会计报表及银行业监督管理机构要求的其他报表。

- 第二十九条** 消费金融公司应当建立定期外部审计制度，并在每个会计年度结束后的 4 个月内，将经法定代表人签名确认的年度审计报告报送银行业监督管理机构。
- 第三十条** 消费金融公司应当接受依法进行的监督检查，不得拒绝、阻碍。银行业监督管理机构在必要时可以委托会计师事务所对消费金融公司的经营状况、财务状况、风险状况、内部控制制度及执行情况等进行审计。
- 第三十一条** 消费金融公司对借款人所提供的个人信息负有保密义务，不得随意对外泄露。
- 第三十二条** 借款人未按合同约定归还贷款本息的，消费金融公司应当采取合法的方式进行催收，不得采用威胁、恐吓、骚扰等不正当手段。
- 第三十三条** 消费金融公司应当按照法律法规和银监会有关监管要求做好金融消费者权益保护工作，业务办理应当遵循公开透明原则，充分履行告知义务，使借款人明确了解贷款金额、期限、价格、还款方式等内容，并在合同中载明。
- 第三十四条** 消费金融公司违反本办法规定的，银行业监督管理机构可以责令限期整改；逾期未整改的，或者其行为严重危及消费金融公司的稳健运行、损害客户合法权益的，银行业监督管理机构可以区别情形，依照《中华人民共和国银行业监督管理法》等法律法规，采取暂停业务、限制股东权利等监管措施。
- 第三十五条** 消费金融公司已经或者可能发生信用危机、严重影响客户合法权益的，银监会可以依法对其实行接管或者促成机构重组。消费金融公司有违法经营、经营管理不善等情形，不予撤销将严重危害金融秩序、损害公众利益的，银监会有权予以撤销。

第五章 附则

- 第三十六条** 香港、澳门和台湾地区的出资人设立消费金融公司适用境外出资人的条件。
- 第三十七条** 本办法中“以上”均含本数或本级。
- 第三十八条** 本办法由银监会负责解释。
- 第三十九条** 本办法自 2014 年 1 月 1 日起施行，原《消费金融公司试点管理办法》（中国银监会令 2009 年第 3 号）同时废止。